

建築関係事業主 各位

能代労働基準監督署長

木造家屋建築工事現場における労働災害防止の徹底について（緊急要請）

～死亡災害が発生しました。 墜落災害の防止のため、
足場等墜落防止措置の適切な使用と墜落時保護用のヘルメットの着用
をお願いします！ ～

日頃より労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の木造家屋建築工事現場において、先月、梁に渡した歩み板上で作業をしていた労働者が約 3.5 メートル下の基礎に墜落して死亡する痛ましい災害が発生しました。当署管内の木造家屋建築工事現場の労働災害が増加傾向を示している中でのことであり、極めて憂慮される事態と考えております。

御社が行う作業での労働災害防止の徹底をお願いします。特に、屋根上、梁上、2階の床面など高所作業が予定される工事現場で労働者に作業を行わせる場合、墜落災害防止のため、

【墜落防止措置】

- ① 手すり、幅木等が適正に取り付けられた足場を設置し、使用すること。
- ② 作業床の端や開口部に手すり等を設置すること。
- ③ 足場や手すり等を設置できない箇所では、墜落防止用ネット、または、安全带（親綱を設置した上で）を使用すること。

【墜落防護措置】

- ④ 墜落時保護用ヘルメットを着用（※飛来落下用ヘルメットとは異なります。）すること。

を遵守されるようお願いします。（別紙参照）

能代労働基準監督署では、今後、木造家屋建築工事現場に対するパトロールを強化します。パトロール時に墜落防止措置が講じられていないことを認めた場合は、作業の停止や危険な箇所への立入りの禁止を命令することがあります。

また、上記、墜落防止措置の未措置が労働安全衛生法に抵触するとき、罰則が適用される場合のあることを申し添えます。